平成２１年（フ）第７５５号
神奈川県南足柄市千津島1582番地、旧住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1749番地
債務者　長井　高行
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５４号
山口県宇部市明治町１丁目７番３―206号、前住所山口県宇部市松山町１丁目９番７―702号
債務者　渡壁由香子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６６号
山口県宇部市北小羽山町１丁目２番１―402号
債務者　佐々木千緒里
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９６号
福島県東白川郡棚倉町大字上手沢字屋敷22番地１
債務者　沼田　一男
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
福島県西白河郡泉崎村大字北平山字下原11番地３
債務者　片桐　昭博
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
福島県白河市石切場54番地３　市営６―105号
債務者　深谷　金一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
埼玉県越谷市大字南荻島4355番地５
債務者　池田　一昭
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
埼玉県八潮市中央１丁目18番地４　グリーンパーク第５八潮309号室、前住所埼玉県八潮市緑町１丁目23番地21
債務者　成田　貞子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
埼玉県春日部市中央３丁目１番地29　第18アオイビル103号、前住所埼玉県春日部市南５丁目９番28号
債務者　松本　光代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１４１７号
神戸市長田区丸山町４丁目８番１号ワコーレテンボス長田山手109号、前住所神戸市北区鈴蘭台南町３丁目９番37号
債務者　土井　光夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿屋市今坂町10117番地27　今坂マンションD101号
債務者　上坂　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
福岡県築上郡築上町大字宇留津489番地27
債務者　松田　勝正
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
青森県むつ市金谷１丁目18番58号
債務者　坪　　浩史
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12三浦海岸ハイツ13―1327
債務者　本多　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７４号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目41番地　杉山アパート
債務者　吉田真由美（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７６号
神奈川県逗子市山の根２丁目７番22号
債務者　秋場　弘和
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８９号
神奈川県横須賀市三春町１丁目11番地　コンフォート203
債務者　白石ミエーナこと　シライシ　ミエーナ　アルカンタラ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部